

令和8年度社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会事業計画

I 事業方針

令和8年度は、第五次綾瀬市地域福祉活動計画を具体的に推進するために策定した、第五次綾瀬市地域福祉活動計画実施計画に定めた活動の方向性、4年後の目標、達成のために必要な要素を踏まえ定めた、具体的な活動の進行管理を行いながら、本会の基本理念である「ともに支えあうまちづくり」を実現させるため、既存の35事業を整理・拡充を加え継続するとともに、新規事業として綾瀬市より、綾瀬市老人クラブ連合会事務と地域移動支援事業の2事業を受託するなど、合計37事業を市民の皆様、関係機関との連携を図りながら、職員が一丸となり、地域課題の解決に向けた取り組みを行います。

II 重点事項

1 住民が主体的に活動するための取り組み

地区社会福祉協議会の持続可能な活動を支援するための環境整備や、支え合い井戸端会議を活用し、顕在化した地域課題を、綾瀬市や関係機関と連携し具体的な解決が実現できるよう取り組みます。

また、新たに綾瀬市老人クラブ連合会の事務局を担うことで、会員の健康促進、いきがづくり、社会的つながりの強化など、いつまでも自分らしく元気に活動できる環境づくりを支援し地域活動の活性化を行うとともに、高齢者等の地域課題のひとつでもある移動の足については、綾瀬市より、地域移動支援事業を受託することで、より住民目線での移動支援に関する担い手の育成や住民同士の支え合い活動を支援し、市内での移動支援活動の充実に取り組みます。

2 綾瀬市社会福祉協議会を広く知ってもらう取り組み

綾瀬市が主催するイベント等への参加の継続、新たに広報紙「社協あやせ」をタウンニュースの紙面に移行させ、本会の会員や本市住民、座間市及び海老名市への情報発信の拡大を実施するとともに、公式LINEを本年1月に開設したことによる、LINE登録者へのプッシュ型での最新情報の発信に取り組みます。

3 災害支援体制の充実と強化への取り組み

本市において甚大な被害をもたらす自然災害が発生した場合を想定し、綾瀬市や関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの設置訓練を毎年継続的に開催するとともに、広域災害に柔軟かつ迅速な対応が出来るよう、近隣の市社会福祉協議会と連携を行ない、災害支援体制の充実と強化に取り組みます。